

山ノ内町防災行政無線戸別受信機運用規程

平成30年10月19日訓令第6号

(目的)

第1条 この規程は山ノ内町防災行政無線戸別受信機（以下「機器」という。）の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(放送の種類)

第2条 機器で放送する種類は次のとおりとする。

- (1) 山ノ内町防災行政無線（同報系）運用基準に定められた緊急放送
- (2) 役場各課からの告知放送
- (3) 行政関係機関等から依頼のあったお知らせ放送
- (4) 試験放送
- (5) その他町長が必要とする放送

2 有料、無料を問わず広告放送は行わない。

(放送の依頼)

第3条 前条第1項に定める放送を行う場合は、戸別受信機放送依頼原稿（以下「放送原稿」という。）を提出するとともに、放送原稿を入力したテキストデータを指定のアドレスに送信するものとする。

2 前条第1項第3号に定める行政関係機関等から依頼の放送原稿は原則として業務を主管する担当課等において受付及び一次審査を行うこととする。

(放送内容審査)

第4条 放送内容の許諾は、町長がこれを決定する。

2 災害等に伴う緊急放送の場合はこの限りでない。

(放送原稿の受付)

第5条 緊急放送の場合は次の各号のとおり受け付ける。

- (1) 役場業務日の午前8時30分から午後5時15分 総務課
- (2) 役場業務時間外及び休日 消防課

2 緊急放送以外の場合は、役場業務日の午前8時30分から午後5時15分の間に総務課で受け付けるものとする。

(放送時間)

第6条 定時に行う放送は午前6時30分からとする。

2 随時に行う放送は、緊急の場合を除き午後9時から午前5時の間には行わない。

附 則

この訓令は、平成31年3月20日から施行する。